

条において準用する場合を含む。」を加える。

第三十四条中「あわせて」を「併せて」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の場合において、同項に規定する申告書を提出した者の同意がある場合として財務省令で定める場合に該当するときは、当該申告書を提出した者への通知は、同項に規定する税理士に対してすれば足りる。

第三十七条の次に次の一条を加える。

(非税理士に対する名義貸しの禁止)

第三十七条の二 税理士は、第五十二条又は第五十三条第一項から第三項までの規定に違反する者に自己の名義を利用させてはならない。

第四十四条中「左の」を「次の」に改め、同条第二号中「一年」を「二年」に改める。

第四十五条中「一年」を「二年」に改める。

第四十八条の十六中「第三十七条」を「第三十七条の二」に改める。

第四十八条の二十第一項中「一年」を「二年」に改める。

第四十九条の二第二項中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 租税に関する教育その他知識の普及及び啓発のための活動に関する規定

第四十九条の十四第一項第一号中「第十号及び第十一号」を「及び第十号から第十二号まで」に改める。

第五十九条第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第三十七条の二（第四十八条の十六において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

第五十九条第二項中「前項第二号」を「前項第三号」に改める。

第六十三条中「第五十九条第一項第三号」を「第五十九条第一項第二号（第四十八条の十六において準用する第三十七条の二に係る部分に限る。）若しくは第四号」に改める。

（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正）

第十二条 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 国外送金等に係る告知書及び調書の提出等（第三条・第四条）」を

「第二章 国外送

第二章の二 国

金等に係る告知書及び調書の提出等（第三条・第四条）

に改める。

外証券移管等に係る告知書及び調書の提出等（第四条の二・第四条の三）」

第二条第六号中「場所」の下に「。第十三号において同じ。」を加え、同条第十一号を同条第十八号とし、同条第七号から第十号までを七号ずつ繰り下げ、同条第六号の次に次の七号を加える。

七 金融商品取引業者等 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金

融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）、同法

第二条第十一項に規定する登録金融機関又は投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律

第百九十八号）第二条第十一項に規定する投資信託委託会社（国外においてこれらの者と同種類の業

務を行う者を含む。）をいう。

八 有価証券 金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券その他これに準ずるもので政令で定めるものをいう。

九 国内証券口座 金融商品取引業者等の営業所等に開設される有価証券の振替口座簿（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）に規定する振替口座簿をいう。第四条の二第二項において同じ。）への記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座をいう。

十 国外証券口座 金融商品取引業者等の営業所、事務所その他これらに類するもの（国外にあるものに限る。）に開設される国内証券口座に類する口座をいう。

十一 国外証券移管 金融商品取引業者等が顧客の依頼に基づいて行う国内証券口座から国外証券口座への有価証券の移管をいう。

十二 国外証券受入れ 金融商品取引業者等が顧客の依頼に基づいて行う国外証券口座から国内証券口座への有価証券の受入れをいう。

十三 本人証券口座 本人の名義で開設されている国内証券口座で、その国内証券口座を開設されている金融商品取引業者等の営業所等の長が、政令で定めるところによりその本人の氏名又は名称及び住所を確認しているものをいう。

第三条第一項中「及び次条第一項」を「から第四条の三第一項まで」に改める。

第四条第五項中「前三項」を「第二項から前項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項」を「第二項又は前項」に、「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 国外送金等調書を提出すべき金融機関が、政令で定めるところにより第一項に規定する税務署長の承認を受けた場合には、当該金融機関は、同項及び第二項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる方法のいずれかの方法により、当該国外送金等調書の記載事項を財務省令で定める税務署長に提供することができる。

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二 国外証券移管等に係る告知書及び調書の提出等

(国外証券移管等をする者の告知書の提出等)

第四条の二 金融商品取引業者等の営業所等の長にその有する有価証券の国外証券移管又は国外証券受入れの依頼をする者(法人税法別表第一に掲げる法人その他の政令で定めるもの(次条第一項において「別表法人等」という。)を除く。)は、その国外証券移管又は国外証券受入れ(以下「国外証券移管

等」という。)がそれぞれ特定移管又は特定受入れに該当する場合を除き、その者の氏名又は名称及び住所その他の財務省令で定める事項を記載した告知書を、その国外証券移管等の依頼をする際、当該金融商品取引業者等の営業所等の長に対し提出しなければならない。この場合において、当該告知書の提出をする者は、当該告知書の提出をする金融商品取引業者等の営業所等の長に第三条第一項に規定する政令で定める書類を提示しなければならないものとし、当該告知書の提出を受ける金融商品取引業者等の営業所等の長は、当該告知書に記載されている氏名又は名称及び住所を当該書類により確認しなければならないものとする。

2 前項に規定する特定移管とは第一号に掲げる国外証券移管をいい、同項に規定する特定受入れとは第二号に掲げる国外証券受入れをいう。

一 その国外証券移管を依頼する者の本人証券口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該本人証券口座に保管の委託がされている有価証券についてされる国外証券移管

二 その国外証券受入れを依頼する者の本人証券口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該本人証券口座に保管の委託がされることとなる有価証券についてされる国外証券受入れ

3 第一項の告知書の提出の特例その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(国外証券移管等調書の提出)

第四条の三 金融商品取引業者等は、その顧客（別表法人等を除く。以下この項において同じ。）からの依頼により国外証券移管等をしたときは、その国外証券移管等ごとに、その顧客の氏名又は名称及び住所、その国外証券移管等をした有価証券の種類及び銘柄その他の財務省令で定める事項を記載した調書（以下「国外証券移管等調書」という。）を、その国外証券移管等をした日の属する月の翌月末日までに、当該国外証券移管等を行った金融商品取引業者等の営業所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2 第四条第二項から第五項までの規定は、国外証券移管等調書を提出すべき金融商品取引業者等について準用する。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七条第一項中「国外送金等調書の」を「国外送金等調書又は国外証券移管等調書の」に、「国外送金等調書を」を「国外送金等調書又は国外証券移管等調書を」に改め、「為替取引」の下に「又は国外証券

移管等」を加え、同条第三項中「国外送金等調書」の下に「、国外証券移管等調書」を加える。

第九条第一号中「又は」を「若しくは」に、「とき」を「とき又は第四条の二第一項の告知書を国外証券移管等の依頼の際に金融商品取引業者等の営業所等の長に提出せず、若しくは当該告知書に偽りの記載をして金融商品取引業者等の営業所等の長に提出したとき」に改め、同条第二号中「国外送金等調書」の下に「若しくは国外証券移管等調書」を加える。

(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正)

第十三条 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の一項を加える。

3 居住者又は所得税法第七十二条第一項に規定する親族の有する同項に規定する資産が東日本大震災により損壊し、又はその価値が減少した場合その他東日本大震災により当該資産を使用することが困難となった場合において、東日本大震災に関連する次に掲げる支出その他これらに類する支出（以下この項において「震災関連原状回復支出」という。）について東日本大震災からの復興のための事業の状況そ

他のやむを得ない事情によりその災害のやんだ日の翌日から三年を経過した日の前日までにすること  
ができなかった居住者が、当該事情がやんだ日の翌日から三年を経過した日の前日までに震災関連原状  
回復支出をしたときは、当該震災関連原状回復支出をした場合は同条第一項に規定する政令で定めるや  
むを得ない支出をした場合と、当該震災関連原状回復支出をした金額は同項に規定する支出をした金額  
と、当該震災関連原状回復支出をした金額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填  
される部分の金額を除く。）は同項第一号に規定する災害関連支出の金額とそれぞれみなして、同条の  
規定を適用する。

一 災害により生じた土砂その他の障害物を除去するための支出

二 当該資産の原状回復のための支出（当該災害により生じた当該資産に係る損失の金額として政令で  
定めるところにより計算される金額に相当する部分の支出を除く。）

三 当該資産の損壊又はその価値の減少を防止するための支出

第六条第二項中「次条第一項」の下に「及び第七項」を加える。

第七条第五項中「所得税法」の下に「第四十四条の二第二項第五号中」（純損失の繰越控除）」とあ

るのは「（純損失の繰越控除）（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第七條第一項から第三項まで（純損失の繰越控除の特例）の規定により適用される場合を含む。）」と、同法」を加え、同条に次の一項を加える。

7 その有する棚卸資産、固定資産等又は山林（以下この項において「事業用資産」という。）が東日本大震災により損壊し、又はその価値が減少した場合その他東日本大震災により当該事業用資産を業務の用に供することが困難となつた場合において、東日本大震災に関連する次に掲げる費用その他これらに類する費用（以下この項において「震災関連原状回復費用」という。）について東日本大震災からの復興のための事業の状況その他のやむを得ない事情によりその災害のやんだ日の翌日から三年を経過した日の前日までにその支出をすることができなかつた居住者が、当該事情がやんだ日の翌日から三年を経過した日の前日までに震災関連原状回復費用の支出をしたときは、当該支出をした金額は所得税法第七條第三項に規定する災害に関連するやむを得ない支出で政令で定めるものの金額とみなして、同条（第二項に係る部分に限る。）の規定を適用する。

一 災害により生じた土砂その他の障害物を除去するための費用

二 当該事業用資産の原状回復のための修繕費

三 当該事業用資産の損壊又はその価値の減少を防止するための費用

第十条の二第二項中「第十一項」を「第九項」に改め、「償却費の額」の下に「（以下この項において「普通償却額」という。）」を加え、「の百分の五十」を「から普通償却額を控除した金額」に、「百分の二十五」を「これらの取得価額の百分の二十五」に改め、同項の表の第二号の第二欄中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同条第六項及び第七項を削り、同条第八項中「及び第六項」を削り、「第一項」を「同項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第九項中「第二項、第六項及び第七項」を「及び第二項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十項を同条第八項とし、同条第十一項を同条第九項とし、同条第十二項中「第九項」を「第七項」に改め、「第六項又は第七項」を削り、同項を同条第十項とし、同条第十三項を同条第十一項とする。

第十条の二の二第一項中「提出企業立地促進計画（以下この項）の下に「及び第三項」を加え、「第三項において「対象期間」という。」を削り、同条第三項中「企業立地促進区域に係る対象期間」を「提出企業立地促進計画の同法第十八条第四項の規定による提出のあった日から同日又は提出企業立地促進計

画に定められた企業立地促進区域に該当する同条第二項第二号に規定する避難解除区域等に係る同法第四条第四号イからホまでに掲げる指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後五年を経過する日までの期間（当該期間内に当該企業立地促進区域の変更がある場合には、政令で定める期間）に改め、同条第八項中「前条第九項」を「前条第七項」に、「同条第十項」を「同条第八項」に、「同条第十一項」を「同条第九項」に、「同条第十二項」を「同条第十項」に改める。

第十条の二の三第八項中「第十条の二第九項」を「第十条の二第七項」に、「同条第十項」を「同条第八項」に、「同条第十一項」を「同条第九項」に、「同条第十二項」を「同条第十項」に改める。

第十条の三第一項、第十条の三の二第一項及び第十条の三の三第一項中「他の者」の下に「（当該個人が非居住者である場合の所得税法第六十一条第一項第一号に規定する事業場等を含む。）」を加える。

第十一条第一項の表の第一号中「（平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に取得又は建設をしたものについては、百分の十）」及び「（平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に取得又は建設をしたものについては、百分の十二）」を削り、同表の第二号及び第三号中「（平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に取得又は製作をしたものについて

は、百分の二十」及び「(平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に取得又は製作をしたものについては、百分の二十四)」を削る。

第十一条の二第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第十一条の三の次に次の一条を加える。

(被災した個人について債務処理計画が策定された場合の課税の特例)

第十一条の三の二 東日本大震災によつて被害を受けたことにより過大な債務を負っている次に掲げる個人で所得税法第二条第一項第四十号に規定する青色申告書を提出するものについて、債務処理に関する計画で一般に公表された債務処理を行うための手続に関する準則に基づき策定されていることその他の政令で定める要件を満たすものが策定された場合における租税特別措置法第二十八条の二の二の規定の適用については、同条第一項中「政令で定める要件」とあるのは、「政令で定める要件又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の三の二に規定する政令で定める要件」とする。

一 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(平成二十三年法律第百十三号)第十九条第四項に規

定する支援決定の対象となった個人

二 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項に規定する産業復興機構の組合財産である債権の債務者である個人

第十一条の四第六項中「所得税法第三十三条第一項」を「租税特別措置法第三十一条第一項」に、「建物又は構築物の所有を目的とする地上権又は賃借権の設定その他契約により他人に土地を長期間使用させる行為で政令で定めるもの」を「譲渡所得の基因となる不動産等の貸付け」に改める。

第十二条第一項中「又は交換」を「交換又は法人税法第二条第十二号の六に規定する現物分配」に、「同法」を「租税特別措置法」に改める。

第十二条の二の次に次の一条を加える。

(被災した法人について債務処理計画が策定された場合の課税の特例)

第十二条の三 東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている所得税法第二条第一項第六号に規定する内国法人（租税特別措置法第四十条の三の二第一項に規定する中小企業者に該当するものに限る。）で株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第十九条第四項に規定する支援決定

の対象となつたものについて、債務処理に関する計画で一般に公表された債務処理を行うための手続に関する準則に基づき策定されていることその他の政令で定める要件を満たすものが策定された場合における租税特別措置法第四十条の三の二の規定の適用については、同条第一項中「政令で定める要件」とあるのは、「政令で定める要件又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十二条の三に規定する政令で定める要件」とする。

第十三条の二第一項中「住宅の新築取得等」の下に「(租税特別措置法第四十一条第二十四項の規定により既存住宅の取得とみなされる同項に規定する要耐震改修住宅の取得を含む。以下この条において同じ。)」を加え、「租税特別措置法」を「同法」に、「既存住宅(同項に規定する既存住宅をいう。以下この条において同じ)」を「同項に規定する既存住宅(同法第四十一条第二十四項の規定により既存住宅とみなされる同項に規定する要耐震改修住宅を含む。以下この条において「既存住宅」という)」に、「同項の」を「同法第四十一条第一項の」に改め、同条第八項中「同条第二十四項」を「同条第二十五項」に改める。

第十三条の三中「第百六十四条第一項第一号から第三号までに掲げる」を「第二条第一項第八号の四に

規定する恒久的施設を有する」に改める。

第十五条第五項中「(外国法人に対する準用)」とあるのは「(外国法人に対する準用)」を「還付」において」とあるのは「還付」に、「還付」を「還付」において」に改める。

第十六条の二の見出し中「中間申告書」を「中間申告書等」に改め、同条中「中間申告書」の下に「又は地方法人税法(平成二十六年法律第 号)第二条第十五号に規定する地方法人税中間申告書

(中間申告書を提出すべき法人に係るものに限る。以下この条において「地方法人税中間申告書」という。)」を、「確定申告書」の下に「又は当該地方法人税中間申告書に係る課税事業年度(同法第七条に規定する課税事業年度をいう。)の地方法人税確定申告書(同法第二条第十六号に規定する地方法人税確定申告書をいう。)」を加え、「(同法第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。)」を「若しくは第四百四十四条の三第一項本文若しくは第二項本文又は地方法人税法第十六条第一項」に改め、「当該中間申告書」の下に「又は当該地方法人税中間申告書」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(震災関連原状回復費用に係る損失の繰越しの特例)

第十六条の三 法人の有する第十五条第一項に規定する棚卸資産等(以下この項において「棚卸資産等」

という。)が東日本大震災により損壊し、又はその価値が減少した場合その他東日本大震災により当該棚卸資産等を事業の用に供することが困難となった場合において、当該法人(東日本大震災に関連する次に掲げる費用その他これらに類する費用(以下この項において「震災関連原状回復費用」という。))

について東日本大震災からの復興のための事業の状況その他のやむを得ない事情によりその災害のやんだ日の翌日から三年を経過した日の前日までにその支出をすることができなかったものに限り、当該事情がやんだ日の翌日から三年を経過した日の前日までに震災関連原状回復費用の支出をしたときは、当該法人の当該震災関連原状回復費用の支出をした事業年度において生じた法人税法第五十八条第一項本文に規定する欠損金額のうち、その震災関連原状回復費用に係る損失の額(保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填されるものを除く。)の合計額に達するまでの金額は、同項に規定する災害損失欠損金額に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

- 一 災害により生じた土砂その他の障害物を除去するための費用
- 二 当該棚卸資産等の原状回復のための修繕費
- 三 当該棚卸資産等の損壊又はその価値の減少を防止するための費用

2 前項の規定の適用がある場合における法人税法第五十八条第一項に規定する災害損失欠損金額の計算  
その他前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十七条第一項第一号中「(平成二十三年法律第百十三号)」を削る。

第十七条の二第一項中「第十項」を「第九項」に、「の百分の五十」を「から普通償却限度額を控除した金額」に、「百分の二十五」を「これらの取得価額の百分の二十五」に改め、同項の表の第二号の第二欄中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同条第二項中「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の九」の下に「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を、「第四十二条の十二の四」の下に「、第四十二条の十二の五第七項及び第八項」を加え、「の規定を」を「、第四百四十四条及び第四百四十四条の二の規定を」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「及び前項」を削り、「第一項」を「、同項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「及び第五項」を削り、「第七十二条第一項各号」の下に「又は第四百四十四条の四第一項各号若しくは第二項各号」を加え、「に係る償却限度額」を「の償却限度額」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項から第十一

項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十二項中「又は第五項」及び「若しくは第五項」を削り、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「(同法第七十二条及び第七十四条を同法第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。)」を「及び第三編第二章」に、「とする」を「と、同法第四百四十四条中」と、「とあるのは」と、「法人税の額」とあるのは「法人税の額(震災特例法第十七条の二第二項又は第三項(復興産業集積区域等において機械等を取  
得した場合の法人税額の特別控除)の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次項及び第三項において同じ。)」と、同法第四百四十四条の四第一項第三号中「の規定」とあるのは「並びに震災特例法第十七条の二第二項及び第三項(復興産業集積区域等において機械等を取  
得した場合の法人税額の特別控除)の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節並びに震災特例法第十七条の二第二項及び第三項」と、同法第四百四十四条の六第一項第三号中「の規定」とあるのは「並びに震災特例法第十七条の二第二項及び第三項(復興産業集積区域等において

機械等を取得した場合の法人税額の特別控除」の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節並びに震災特例法第十七条の二第二項及び第三項」とする」に改め、同項を同条第十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

13 第二項又は第三項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第四十二条の四（同法第四十二条の四の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十二条の五、第四十二条の六及び第四十二条の九から第四十二条の十二の五までの規定の適用については、同法第四十二条の四第一項中「第八項」とあるのは「第八項並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第十七条の二第二項及び第三項」と、「同法第六十七条」とあるのは「法人税法第六十七条」と、同法第四十二条の五第二項、第四十二条の六第七項、第四十二条の九第一項、第四十二条の十第二項、第四十二条の十一第二項、第四十二条の十二第一項、第四十二条の十二の二第二項、第四十二条の十二の三第二項及び第四十二条の十二の四第一項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第十七条の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の五第七項中「前条」とあるのは「前条並びに震災特例法第十七条の二第二項及び第三項」とする。